

Title	鳥のあそび考：古代鎮魂の一考察
Sub Title	A study on "bird hunting", an ancient ritual for repose of souls
Author	西村, 亨(Nishimura, Toru)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1972
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.31, (1972. 2) ,p.1- 17
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00310001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

鳥のあそび考

—古代鎮魂の一考察—

西村 亨

この稿は本塾言語文化研究所における研究の一部で、昨年二月「言語文化研究所紀要」第二号に発表した「船のあそび考」と一対をなすものである。併せ読んでいただければ幸いである。

鳥と船と

古代生活における船は交通の用具としての意識の半面に、あるいはその意識以前に、霊的な存在として捉えられていた。船がそれ自身靈魂をもつと考えられたことは、枯野という聖なる船が老朽して後その船材をもって塩を焼き、諸国に分かつて、五百籠の塩が五百艘の船として再生したという伝承（応神紀）ひとつをとってみても、おおよそ明らかである。枯野に関しては『仁徳紀』にもたまふりの呪術の伝承を記載しているが、この種の神聖な船は、信仰的には刀劔や玉の緒と同様な鎮魂の呪具であった。中には、その聖格の認められた船に冠位を授けたことさえ記録に残っている（資料一）。したがって、古代の人々の描いていた船に対するイメージは、今日の

〔資料一〕 冠位を授けられた船

統日本紀天平宝字二年三月 丁亥。船名播磨、速鳥、並叙_{ヒビニヌ}從五位下_ニ。其冠者各以錦造_ニ入唐使所_ニ乗者也。

常識的なそれとかなり異質のものであることを考えに入れておかねばならない。

おそらく大和の国の最も古い地方的な伝承のひとつであろうが、饒速日命が乗って天空を翔り行き、この国土に飛び降った「天の磐船」という船がある。『神武紀』には三か所にその名が出てくるが、神あるいは靈魂といった存在を乗せて天界を往来する船のあることを空想しているのである。「磐船」という名は、『万葉集』にも見えている。

ひさかたの 天の探女さぐめが磐船の、泊てし高津は、あせにけるかも (巻三、二九二)

この歌の原文の表記は「石船」であるが、折口信夫先生はこの歌を難波の姫許曾の社の縁起に関して解されている。天の日槍の妻である女神が磐船に乗って渡来したとされるのであるが(折口信夫全集ノート編一〇巻一九九頁)、これも現実の、海上を航行する船であるよりは、神霊を運搬する船と見るべきものである。

饒速日の「天の磐船」により近い磐船は、大伴家持が詔に応じるために作った長歌の中に見えている。

あきつしま 大和の国を、天雲に磐船浮べ、鱸うぶに船へに真樞しじゆ繁貫しほき、い漕こぎつつ国見しあせて天降ありまし、掃はひ平らげ…… (巻一九、

四二五四)

この歌の表記は「磐船」である。このあと、その神代以来千代を重ねて皇統が絶えることなく、天つ日嗣として天の下をお治めになつているわが大君が云々と続いてゆくので、この国初の神話の描写も天孫降臨を意味するもののように見られている。しかし、右に引用した部分だけを取り出し、「磐船」ということばに注目してみると、饒速日の伝承と関係の深いことが思われる。日本の国土の最初についても、高天原から高千穂の峯に天孫が降臨したという伝えばかりでなく、地方的には別種の伝承もあったのであろう。たとえば大和には、「そらみつ大和」という国号にまつわって、饒速日が天空からこの国土を鳥瞰し、下り降って大和の国を作りなしたという伝承があったのではないか、そして右の歌はその伝承をよみなしているのではないか、と考えられる。

「天の磐船」と類似の名に「天の磐椽くす樟す船」といいた名も見えている。これらにおいては「磐」は船の堅固なことを表わす比喩のようにも解せられるが、「天の磐船」の「磐船」という用字は単なる比喩ではないであらう。

船形石棺の存在は靈魂を乗せて彼岸に往来する石製の船の空想が古代の人々の脳裏にあったことを推測せしめている。それでなくとも、石棺が船をかたどり、古墳の壁面に船が描かれていることは、船が靈界に往来するという考えを証するに足りるであろう。

「天の磐椽樟船」「鳥の磐椽樟船」という名は『神代紀』の蛭子の誕生に関して、これに乗せて放ち棄てた船として見えている。本書に「天磐椽樟船」、一書に「鳥磐椽樟船」とあり、別に『古事記』には「鳥之石楠船神」またの名を「天鳥船」という神名を伝えている。これらの名称から「いはくすぶね」なる船が鳥のごとく自由に天空を飛翔するという神秘的空想の船であったことが推測せられるが、これまた蛭子という未完成な靈魂を乗せ運んで異界におもむいた船である。そして、古代の日本人は船の性能にあまがける鳥の自在な能力を重ねて思い描いていたことが明らかである。

「天の鳥船」は神名としてのほかに『神代紀』の大国主の国譲りの条にも見えている。大己貴の神が幽界に隠棲するに当たって、その往来遊海の具として「高橋、浮橋、及び天鳥船」を備えようという神約がかわされる。これも靈界と交通する神靈の船で、それが鳥と重複したイメージをもっている。

そのほか、「天鶴船」という名も『神代紀』にある。「熊野の諸手船」の別名として見えているから、おそらく複数の櫂を備えた船足の速い船であったろう。そういう性能すぐれた船、聖なる船という鳥が連想せられるのである。『播磨風土記逸文』に見える速鳥という名の船などもそれであるが（資料二）、この種の伝承の上ばかりでなく、奈良朝の生活の現実にも船に鳥の名を付ける風習があったことがうかがわれる（万葉集卷一六、三八六六・三八六七）。こうした船と鳥との名称の上での相関は比喩的なものではない。その根本の性格に深くかわるところがあつてのことである。

〔資料二〕 速鳥という船

播磨風土記逸文 明石、駅家、駒井者、難波、高津、宮、天皇之御世、楠生於井口。朝日、蔭、淡路、島、夕日、蔭、大倭、島根。仍伐其楠、造舟、其迅如飛、一櫂去、越七浪。仍号速鳥、（後略）

鳥と靈魂

船が靈魂を保持し運搬したのと同じ意義において、鳥も靈魂を保持し、異界からこれを運んで来る使者であった。

天飛ぶ鳥も使ひぞ。鶴つらねが音の聞えむ時は、わが名問はさね

『允恭記』の天田振歌群の一首であるが、この歌以下鳥を使者とする考えが日本文学の上にひとつの脈絡をなしている。この歌の原文の表記の「都加比曹」は「番つがひぞ」と「加」を濁音によむべきものかも知れない（折口信夫全集第一四卷一五八頁）。しかし、

天飛ぶや 雁を使ひに得てしがも。奈良の都に言告げやらむ（万葉集卷一五、三六七六）

の歌をはじめ、鳥を使いとする考えはかなり古くからある。『万葉集』の時代において、「雁の使ひ」ということばはすでに成語となっていた趣がある（卷八、一六一四・卷九、一七〇八）。天田振の「鳥も使ひぞ」が原義は「鳥も番ひぞ」であったとしても、「使ひぞ」という理解をもって伝承されていたことが考えられる。そうして、鳥が使用であることの根本は靈魂の使者ということであった。

右の歌の「たづ」は鶴ばかりを意味することではない。鶴（くぐい）・鶴（こうのとり）など、大型の白鳥を広く言ったことばである。そういう白鳥の類が靈魂を運ぶものと考えられていたのである。しかし、靈魂の使者という考えには、その考え自体の中に多少の屈折がある。鳥が靈魂を保持する限りにおいては、それは靈魂の使者なのではなくて、靈魂そのものである。であるから、鳥が靈魂を運ぶ使用であるとするのは便宜的な考え方であって、古風に言えば靈魂そのものが鳥と化し、あるいは鳥の姿をとって異界から訪れてくるのである。倭建命の靈魂が白鳥と化し、伊香の小江に飛び降った白鳥が天女となって水を浴びる（帝王編年記）など、また矢をもつて射られた餅の的が白鳥となって飛び去る（豊後風土記その他）など、鳥と靈魂が虚実表裏の関係にあることを示す伝承は類例をあげるにたえないほどである。

そういう鳥の姿をとっている靈魂を人間のからだに摂取しようという目的から鳥に関する鎮魂の呪術が生まれたのである。その呪術

の具体的な様相、目的や意義を典型的に伝えているのは『垂仁記』『垂仁紀』がともに記載するほむちわけの伝承である。

ほむちわけという皇子は「八拳鬚が心前に至るまで」言語が通わなかった、つまり啞だった人である。靈魂信仰的に言えば、誕生に際して靈魂が肉体に鎮定しなかった、あるいは肉体の成長に伴って靈魂が成長しなかったということになる。その皇子が空高く飛ぶ「たづ」（記紀ともに鶴の字）の声を聞いて初めて「あぎとひ」をした。『古事記』はこのことを一字一音でしるしているが、「唵囁」の字が「あぎとひ」と訓せられている例がある（神武紀）。ここでは魚が水の上に出て口を開く動作を言っているが、ほむちわけも空を飛ぶ白鳥を見て口をばくばくとさせた、何か言おうとする様子を示したのである。つまり、ある種の靈魂が近接したことによって、ほむちわけの肉体に精神が具備し言語が通る徴候が見えたのである。そこで山辺之大鶴（記）あるいは天湯河板拳（紀）がこの「たづ」の後を追って国々を経巡り、ついにこれを捕えて献上するという次第になる。

『垂仁紀』の「普津別命弄是鶴遂得言語」という記述は、この事件の靈魂信仰的な意義を明らかに示している。「弄」は「手の中で玉をまさぐる」（大漢和辞典）ことを原義とするが、宝玉の中にこもる靈魂がそうして人間の体内に鎮定するように、鶴を身近く置き、これに接触することによってその保持する靈魂がほむちわけの肉体に転移し、ほむちわけが完全な靈肉を具えるに至るわけである。ところが、『垂仁記』のほうは捕えた鳥を献してもなお、ほむちわけはもの言うことを得なかったとする。鳥の保持する靈魂による呪術の効果について、その結果を逆に伝えているのである。本来ならば、この種の説話は呪術の効験あらたかなこと、その功によって恩賞を得た祖先の功績を説くはずである。それをあえて逆にした記の伝承は、もっと多様な鎮魂の呪術の由来を説くことのほうに目的が移っているのである。

出雲系統の鎮魂術

『出雲風土記』が伝える阿遲須積高日子命は大国主の神の御子である。この御子も「須髮八握よつかに生ふるまで」昼夜泣き続けて言辞を

発することができなかった。そこで高屋を造り高椅たかいを建てて養育し（神門郡高岸郷の条）、船に乗せて八十島を漕ぎ巡り（仁多郡三津郷の条）などして試みたけれども、言語が通することがなかった。ところが、ある時父の大神が夢の示頭に御子の泣き続ける理由を知ると願ったところ、夢に御子の言語が通ったと見て、覚めて問うてみると、はたして御子がものを言ったのである（同上三津郷の条）。

『出雲風土記』の伝承で注目すべきことは、その時「其津水沼於而御身沐浴坐」という記述である。「水沼」ということは早くから意味が誤らなくなっていたらしく、これを沼水のように解して「その津の水沼にして御身みそぎましき」と訓じたり、あるいは「沼」を「汲」、「於」を「出」の変化と見て「その津の水汲み出でて……」と訓じたりしている。実は「みぬま」は水の呪術をつかさどる神女の称呼であって（折口信夫全集第二巻「水の女」、宗教的な女性が御子に水の呪術を奉仕してその肉体に靈魂が鎮定した、御子が言語の能力を得たのである。したがって、ここは「その津の水沼出でて御身をみそぎましき」と訓読すべき箇所である。その直後の「故国造神吉事奏参向朝廷時其水沼出而用初也」とあるのも、これを「かれ、国造の神吉事奏ましに朝廷に参り向ふ時、その水沼出でて用ふるの初めなり」と訓んで首尾が相応する。ここらは諸本によって文字の異同があるけれども（右の引用は日本古典全集本による）、ここでは「水沼出」と「出」の字が用いられている。

ほむちわけの話とあちすきたかひこの話と、おそらくは同じ根から分化した伝承であろう。ほむちわけのほうは諸国の品運部や鳥取部がみずからの民団の起原として語り伝えた叙事詩であったことが想定せられるが、あちすきたかひこの話のほうはより深く出雲信仰の中心部に結び付いている。『出雲風土記』の言う、出雲の国造が神吉事を奏しに朝廷に参向する時というのは、国造の新任の際の儀礼を指しているのであるが、その『出雲国造神賀詞』には「水沼」ということはが痕跡のように残されている。『延喜式』に記録された神賀詞は八世紀中葉以後のある時期のものとしてされているが（日本歴史大辞典、それ以前の伝承の間に意味がわからなくなったり、合理的に改変せられた箇所のあることが予想される。「彼方古川席此方能古川席尔生立若水沼間能弥若叙尔御若叙坐」の部分は「わかみぬま」のように若やかにいますようにという祝福の呪言であること以外に細部の意味を確定することがむずかしい。これなども伝承の間の崩れが詞章を理解の及ばないものへと変えてしまったのであろう。しかし、三津の郷の古い伝えにある、その地の「みぬま」が国

造の褻ぎに奉仕したという事実の印象がとどめられたものと考えることができる。

あぢすきたかひこの話は、ほむちわけの話と異なって、その表面に白鳥の保持する靈魂を身に鎮定して呪的な効果を得たことを言っていない。ところが、あぢすきたかひこの伝承は結局は出雲信仰に基づく諸種の鎮魂術の起原説明であり、呪術の効果を保証する物語になっている。この点では、白鳥による鎮魂の呪術ばかりでなく、後半に別の鎮魂の呪術の幾種かの物語を説く『垂仁記』のはむちわけの伝承と通するところがある。『垂仁記』においては、ほむちわけは父の天皇の夢の示願に従って、出雲の大神を拝するため出雲へとおもむく。そして、大神を拝して後、出雲の国造の祖岐比佐都美の奉仕する呪術によってことばが通するようになる。話はさらに出雲の巫女との結婚へと続くのである。

出雲系統の呪術が古代の宮廷や社会において重要視せられていたことは想像に難くないが、『出雲国造神賀詞』の主眼も神宝の奉獻と相伴って、みずからの家に保持する鎮魂の呪術を天皇に奉仕することにある。白玉を奉ってば、いま奉るこの白玉のごとく大御白髪ましますようにと述べ、赤玉を奉ってば、この赤玉のごとくあからびいます——顔色赤く健康でいらっしやる——ようにと述べる。その各種の神宝の中に白馬があるのは靈獣のもつ神聖な靈力が問題なので、後世の白馬の節会にいたるまでその伝統を認めることができる。そして、それと並んで、白鳥もこの神賀詞の中に登場するのである。「白鶴乃生御調_レ玩物」(しらとりのいけみつきのもてあそびもの)ということばをもって呼ばれているが、「いけみつぎ」とあることによって明らかかなように生きた白鳥が奉獻せられるのであり、これを「もてあそびもの」とすることが呪的な効果をもつのである。「もてあそびもの」は身に保持することによって鎮魂の作用をなすものという意味で、今日のおもちゃの起原もここにがあるが、それに当てている「玩」の字は『説文』に「玩、弄也」とあるようにやはり玉を手にもてあそぶという意味をもっている。

池と白鳥と

あぢすきたかひこの話を『出雲国造神賀詞』と結んで考えれば、ほむちわけの伝承と相通ずるところが明らかである。そして、ここに問題としている白鳥が、その保持する靈魂を人間の身に鎮定するというたまふりの呪術のための存在として古代の信仰生活に重要な役割を果たしていたことも、おおよそ明らかにされたと思われる。

『仲哀紀』の元年十一月には、天皇が亡き父日本武尊をしのんで、陵墓の池に白鳥を放とうとしたという記事がある。

乙酉朔、詔群臣曰。朕未逮于弱冠而父王既崩之。乃神靈化白鳥而上天。仰望之情一日勿息。是以冀獲白鳥養之於陵域之池。因以觀其鳥欲慰願情。則令諸國一俾貢白鳥。

この詔に応じて諸国から白鳥が貢せられたのであろうが、そのうち越の国から奉られた白鳥を蘆髮蒲見別王が奪ったことが翌閏十一月の記事として見えている。この偶然の事件が白鳥を陵墓の池に放す習俗のあったことを証する資料を残したのであるが、ここでは、天皇が父日本武尊が白鳥となって飛び去ったから、その陵域の池に白鳥を放ち、それを見て心を慰めようとした、と話が合理化されている。しかし、特に白鳥の陵の池にだけ白鳥が放たれたわけではない。陵墓の池にはつきもののように白鳥が放たれていたであろう。いわば、日本人にとっては目に慣れた風景のひとつだったのである。

生きている人間の靈魂を問題にし、たまふりやたましづめの呪術を施すのと同じ意義において、古代の信仰生活では死後の靈魂のあり方も問題になった。陵墓に関して鎮魂の呪術の必要が考えられたのである。陵墓が時あって鳴動したり怪異を示したりするという伝承は類例が多いが、それらは、そこに死者の靈魂が実在し、生者の場合と同じように靈魂が活動するという考えに基づいている。陵墓にかかわる部曲の存在なども、必ずや靈魂に関する方面の任務を負っていたであろう。

前期王朝の宮廷生活は平安朝の寝殿造りにおけるほどには池を身近に設けてはいなかったのであろうが、それでも白鳥が重要視され

ていた趣はうかがうことができる。軽や磐余の地には白鳥を飼養することを任務とする、とかひの人々がいた。『雄略紀』十年の九月と十月とにわたって次のような記事がある。

九月、乙酉朔戊子、身狭村主青等將^ヲ三^ツ具所^ノ、猷^ニ二^ツ鵜^ニ、到^ルニ於^テ筑紫。是^レ、鵜^ヲ為^スニ水間^ノ君^ノ犬^ノ所^ノ、嚙^レ死^ス。別本云、是^レ、鵜^ヲ為^スニ筑紫^ノ嶺^ノ、由^リ是^レ、水間^ノ君^ノ、巢^ニ泥麻呂^ノ犬^ノ所^ノ、嚙^レ死^ス。

恐^レ怖^レ憂^レ愁^レ、不^レ能^ク、自^ラ黙^シ、猷^ニ二^ツ鴻十隻^ヲ、与^テ三^ツ養鳥人^ノ、請^フニ以^テ贖^シ罪^ヲ。天皇許^サ焉。

冬十月、乙卯朔辛酉、水間^ノ君^ノ所^ノ、猷^ニ二^ツ養鳥人^ノ等^ヲ、安^ク置^ク於^テ輕村^ノ、磐余^ノ村^ノ二^ツ所^ノ。

おそらくこの記事は、軽と磐余とにあると、りかひがみずからの職の起原として語り伝えていた伝承を資料としたものであろう。そのため、「養鳥人」の始末ばかりを伝えて、水間の君の猷じた鴻がどう処置せられたかを言っていない。しかし、軽と磐余とはともに軽の池、磐余の池という神聖な池の存在する土地であり、この池が鎮魂の呪術に用いられたことが明らかである（垂仁記・履中紀）。言うまでもなく、鴻十隻はこの二か所の池に放たれたのであり、それを保護管理する任務を負って、とりかひがその地に住むようになったと伝えているのである。

同種の記事がもうひとつ『雄略紀』に載せられている。ある種の伝承はある天皇に集中するという記紀の記述の傾向の、これもそのひとつの現われであるが、前の話に続いて、十一年の条に

夏五月、辛亥朔、近江^ノ国^ノ栗太^ノ郡^ノ言^フ、白^ク鷺^ノ鷺^ノ居^リ于^テ谷上^ノ浜^ニ。因^リ詔^シ置^ク三^ツ川瀬^ノ舍人^ノ。

とある。白い鷺がいたというのは確かに珍しいことであつたであらうが、そのために「川瀬の舍人」が置かれたことに注目せられる。舍人の職掌の一方面に、こういう鳥に関係した任務があつたのである。谷上の浜に発見された白い鷺を保護管理しておくために特に任ぜられてその地におもむいた幾人かの舍人がいた。その目的が鳥の保持する靈魂の管理にあつたことは言うまでもない。

挽歌における水鳥

貴人のために、常に白鳥の類を飼養して、時あつて鎮魂の呪術を奉仕する。あるいは貴人の身近く常に白鳥を放つておいて、それをながめることに鎮魂の効果を期待する。そういう習俗が古代の社会に相当長い年代にわたつて続いていたことが考えられる。それはその原義を忘却して、宮殿や陵墓の池に浮ぶ白鳥を風景の一部とするほどの長さであつたらう。しかし、それらの鳥に対する古代人の感受にはなお靈魂に対する関心が潜在し続けている。『万葉集』の挽歌を見ても、貴人のなき後に水鳥が散り失せることを恐れているものが多い。たとえば、天智天皇の崩御に際して倭姫皇后の作られた挽歌には「……沖つ楫かいたくなは勿ねそ。岸へつ楫かいたくな勿ねそ。わかくさの 夫つまの尊のおもふ鳥たつ」(巻二、一五三)と歌われている。このように鳥が歌われるのは、単に夫なる帝の遺愛の鳥であつたことによるのではない。その鳥の保持する靈魂に関心をそそれずにはいられないからである。

日並皇子尊の宮殿であつた鳥の宮には勾の池と称せられる池があり、ここにも水鳥が放たれていた。この皇子のための挽歌の一群を見ると、柿本人麻呂作の長歌の反歌(巻二、一七〇)にも、皇子に仕えた舍人等が悲傷して作った歌の中(巻二、一七二・一八〇・一八二)にも、勾の池の放ち鳥が歌われている。皇子の死に際しては、この放ち鳥が歌われなければならない必然的な理由があつたのである。主たる貴人の生前、鎮魂を目的とし、事実その効果をあげていたのであろう水鳥に最後の期待をかけた気持が、人麻呂や舍人等の意識の底にちらつているのである。

御立たしの鳥をも家と棲む鳥も、荒びなゆきそ。年かはるまで(一八〇)

の歌などに、切実な心情を見ることができ。おそらく、舍人自身なせ水鳥の荒びゆくことを恐れるか、みずから説明することはできなかったであらう。しかし、鳥に対する伝承的な心理はその散亡を恐れ、それを挽歌の言辞に歌わずにはいられない感覚を生み出しているのである。「埒とらたて鯛とらひし雁の子」(一八二)という辞句も、舍人がみずからの任務の一断面を具体的に描出したものである。舍人

の任務にこういふ鎮魂の呪術に関する方面のあることは重要である。

宮殿の池や陵墓の池に白鳥が静かに浮ぶという風景は、現代のわれわれには西歐的な感覚をよびまじやすい。しかし、これはたまたま東西軌を一にしていたのであって、皇居の堀に白鳥を放つことなども、まるまるの輸入ではなかつたはずである。現代の風俗として新しく目や耳をたのしませているものの中にも意外に古い要素がひそんでいることがある。南の国の首相が日本訪問に際して象を日本のこどもたちへのみやげとして贈ったりする。それは現代社会のひとつの平和な光景として報道機関に報ぜられ、人々の関心をよんでいる。しかし、その種のこととは決して今日に始まつたことではない。江戸時代にも象や駱駝が海外の外交使節の来日に伴つて贈られたことがあつた。さらに遠く古代にも、珍獸珍鳥が中国や朝鮮半島から貢上された記録が珍しくない(資料三)。それらの中に白

〔資料三〕 海外よりの珍獸珍鳥の渡来

応神記 百濟国主照古王、以_レ牡馬老疋牝馬老疋、付_レ阿知吉師_ニ以_レ貢上。

雄略紀十年 秋九月、乙酉朔戊子、身狭村主青等、将_レ呉所_レ猓_ニ到_レ於筑紫。

推古紀六年 夏四月、難波吉士盤金至_レ自_レ新羅_ニ而猓_ニ鵠_ニ一隻。

推古紀七年 秋九月、癸亥朔、百濟貢_ニ駱駝_ニ一匹、驢_ニ一匹、羊_ニ二頭、白雉_ニ一隻。

推古紀二十六年 秋八月、癸酉朔高麗遣_レ使_ニ貢_ニ方物_ニ。(中略)故貢_ニ猓_ニ俘虜_ニ貞公普通_ニ二人_ニ及_レ鼓吹_ニ琴_ニ抛石_ニ之類_ニ十物_ニ并_レ土物_ニ駱駝_ニ一疋。

齊明紀二年 是歲、(中略) 西海使佐伯連椋繩、小山下難波吉士國勝等、自_レ百濟_ニ還猓_ニ鸚鵡_ニ一隻。

齊明紀三年 是歲、(中略) 西海使小花下阿曇連頰垂、小山下津臣偏倭、自_レ百濟_ニ還猓_ニ駱駝_ニ一箇、驢_ニ二箇。

天智紀十年 六月、(中略) 是月、(中略) 新羅遣_レ使_ニ進_ニ調_ニ。別猓_ニ水牛_ニ一頭、山鷄_ニ一隻。

天武紀八年 冬十月、戊申朔甲子、新羅遣_ニ阿浪金項那_ニ、沙浪薩藥生_ニ朝貢也。調物_ニ金_ニ銀_ニ、鉄鼎_ニ錦_ニ網_ニ布_ニ皮_ニ馬_ニ狗_ニ鬣_ニ、

駱駝_ニ之類_ニ十餘種。

天武紀十四年 五月、丙午朔辛未、高向朝臣麻呂、都努朝臣牛飼等、至_レ自_レ新羅_ニ。(中略) 新羅王猓_ニ物_ニ馬_ニ二疋、犬_ニ三頭、鸚鵡_ニ三

雙、鵠_ニ二雙、及_レ種々_ニ宝物。

持統紀二年 二月、庚寅朔辛卯、大宰猓_ニ新羅_ニ調賦_ニ金_ニ銀_ニ、絹_ニ布_ニ皮_ニ銅_ニ鉄_ニ之類_ニ十餘物_ニ并_レ別所_ニ猓_ニ公像_ニ種々_ニ彩絹_ニ鳥_ニ馬

之類_ニ十餘種、及_レ霜林_ニ所_ニ猓_ニ金_ニ銀_ニ、彩色_ニ種々_ニ珍異_ニ之物_ニ并_レ八十餘物。

鳥の類が見られるのは、やはりその保持する靈魂に意義があるが、それに限らず、珍奇な動物の貢上は、その動物の保持する靈魂の威力が問題であったであろう。獅子や虎・豹などの猛獣が日本に棲息しないにかかわらず古くから存在を知られていたのも、海外との交流に伴って珍獣珍鳥が紹介される道がひらけていたからである。

これらの鳥獸は、いわば「いけみつき」として贈られたわけであるが、白鳥に限らず、靈異ある靈魂が鳥獸の生きた肉体に保持されていることが重要であった。海外からであると、国内各地方からであるとを問わず、「みつき」の本格的なものは靈魂信仰上の意義を有していたはずである。「みつき」は本来、物質的な贈与を意味しているものではなかった。

鳥のあそび

鳥類の保持する靈魂を古代の日本人がどのような方法をもって鎮魂に役立てたか、その呪術の細部は知るべくもないが、大別して鳥を捕獲することと飼養することとの二方面を見ることができよう。前者はすなわち狩猟であり、その肉や内臓を食料とすることをも含んでいる。鳥が異界から運搬してきた靈魂を人間の肉体に移すことに大きな目的がある以上、最も直接な方法としてこれを口によることもあったであろう。これがたまふりの系統の鎮魂術であるのに対して、後者の飼養は鑑賞の方面であり、それを見ることよって心がやすらぐ、荒れた魂が鎮められるという意味においてたまふめであると思われる。われわれに残されている資料は鳥を飼養することにそれ以上の意義をうかがうことをほとんど不可能にしているが、宮殿や陵墓の池に白鳥を放っておくことは、必ずや時あってそれを呪術に用いたものであり、その準備であったと考えられる。ほむちわけの皇子が白鳥を「弄」したように、また白鳥のいけみつきが「もてあそびもの」であったように、貴人が身をもって白鳥に接してその呪術が施行されることがあったであろう。それがたまふめ、しづめの外観を呈するのは一段の変化の後のことである。

「鳥のあそび」ということは、そういう方面をも含んで言うことができるであろうが、実際にはその最も古い用語例は狩猟の方面

にかたよっている。

『古事記』の神代巻は大國主の國譲りに関連して「鳥遊」ということは記録している。すなわち、高天原の使者の國譲りの要求に對して、大國主自身は答えず、事代主をもって答えさせようと言う。ところが、事代主は三穗の碕に行っているのに、にわか呼び寄せることになる。そのところの本文は、

僕者不得白。我子八重言代主神、是可白。然為鳥遊取魚而往御大之前、未還來。

としるされている。「鳥遊」「取魚」をするために出かけているというのである。

同じ話を伝えた『日本紀』の本書は、

是時、其子事代主神遊行在於出雲國三穗之碕、以釣魚為菜。或曰、遊鳥為菜。

としるし、また一書は、

事代主射鳥遊遊在三津之碕。

としるしている。これらの記事を比較してみると、「鳥遊」と「取魚」と二つのことか、いずれか一方だけであるかは伝えによって違うとして、「鳥遊」という用字は、『日本紀』の本書の「或曰」の「遊鳥」にしても、固有の日本語のあることばを表記しようとしている意図がうかがわれる。そして、おそらくそのことばは「とりのあそび」であったと見てよいであろう。

「取魚」のほうは「すなどり」と訓ぜられているが、魚を釣るという内容が明らかである。そして「鳥遊」の内容を翻訳したであろうと思われる『日本紀』の一書の「射鳥遊」の文字を見ると、「とりのあそび」が鳥を射ること、すなわち狩猟であることが察知せられる。「遊」は「遊」と同じくあそびたのしむという意味の字である。

事代主がどのような目的をもって「とりのあそび」を行なったかは問題の存するところであるが、あるいはこれは國譲りに関する卜占であったかも知れない。大國主あるいは事代主の肉体にある種の靈魂が付くか付かないかがこの國土を保持してゆくことの成否を決定する大切な要素であり、それが「とりのあそび」という手段をもって行なわれたとも考えられる。しかし、ここではその方面に深入

りすることを避けて、「とりのあそび」が鳥についての狩猟という内容をもっていることを確認するにとどめておきたい。

なお、右の記事が射鳥と釣魚とを並べているのは偶然ではない。「鳥のあそび」に対して「魚のあそび」ということばが存してもいいと思われるくらい、鳥と並んで魚に関する鎮魂の伝承が多い。古代の鎮魂については、しばしばこの両者が関連したり並行したりしているのである。射鳥と釣魚が相似るばかりでなく、池に白鳥を放つのと同じ意義において魚が放たれている。「景行紀」に見える八坂入彦の娘の弟媛が天皇の求婚を避けて竹林の中に隠れながら、泳の宮の池に放たれた「鯉魚の遊ぶを見むと欲して」池のほとりに出て来て天皇の手に捕えられた話なども、鯉が美しいから、あるいは珍しいから、危険を承知で出て来たというのではあまりにたわいがない。鯉を見ることによってなんらかの効果を得られるゆえに、あえて来り臨んだものであろう。この泳の宮の池の鯉は島の宮の池の放ち鳥などと相通するものである。

「あそび」の意義

『神代記・紀』の「とりのあそび」が狩猟の方面であるのに対して、鳥を集めて、あるいは放つておいて鎮魂の目的に役立たしめるという方面も、古いところで神功皇后に関して資料があり、それがやはり「あそび」ということばに関係をもっている。

『仲哀紀』の八年正月の条であるが、筑紫へ遠征せられた皇后の船が洞の海より岡の津へ入ろうとしたところ、潮が干て進むことができなかつた。岡の県主の祖熊罏がこれをかしこんで一手段を講じた。

忽作^ニ魚沼鳥池^一、悉聚^ニ魚鳥^一、皇后看^ニ是魚鳥遊^一、而忿心稍解^二。

というのがその個所の本文である。神功皇后の西征に関してはしばしば船の進行が抑止せられ、それが問題になっているが、それはこの皇后に宗教的な性格が強かつたことを示すものであろう。この時も船の進行を妨げられたことに皇后の来臨を喜ばぬ意志の存することを感じられ、そのため皇后の霊魂が荒れた。皇后が一種の興奮状態に陥つたのである。それをなだめる呪的な手段として熊罏が「魚

沼「鳥池」を作り、たくさんの魚鳥を集めた。海面を区画して、あるいは干潟に水をたたえて魚や鳥を集め浮べ、その遊泳の様を皇后にお見せしたのであろう。すると、皇后の靈魂が鎮静せられて平靜に戻られた。

この呪術の経緯はたましづめとしての効果を語っている。魚や鳥の泳ぐ様を見るのが感染的な効験をもたらしたのである。宮殿や邸宅の池に水鳥を放つことも、ほとんどこれと同様の意味において鎮魂の効果を期待するものである。それが必ずしも第一義でないことは前に述べたところであるが、たましづめとしても、魚や鳥を飼養することは短くない歴史をもっていたであろう。

この記事の場合、「あそぶ」ということは魚や鳥の動作を指して言っていて、呪術を行ったり呪術の効果を受けたりする人間の側には関していない。その点、「とりのあそび」の「あそび」とは大きな距離が存している。「遊」「游」という漢字は何もしないでぶらぶらしていること、あそびたわむれること、あるいは水上に浮び、水中を泳ぐことなどの意味をもっている。その字を当てた「あそぶ」は魚鳥の遊泳することを内容としていであらうが、なおもう少し特殊な意味がありそうである。

開闢之初、洲埴浮漂鷺猶遊魚之浮水上（神代紀）

潮瀬の波折を見れば、あそび来る 鮪が鰭手に妻立てり 見ゆ（清寧記・武烈紀）

『神代紀』の例は伝承的な詞章であり、『清寧記』『武烈紀』の例は一字一音をもつてしるされている歌謡である。「あそぶ」の古い用語例として信頼できるものであるが、日本の国土の生成については浮かんだ脂のごとくであったと言ひ、くらげのように漂っていたと言う（神代紀）。それと比較される表現として「遊べる魚」と言われるのであるから、その「あそぶ」は一般の泳いでいる魚の状態ではない。「潮瀬の波折」に「あそぶ」魚も、その潮流の激しい変化のために水面に浮遊しているのであらう。古代の日本人は「みなしたふ魚も上に出て歎く」（継体紀。春日皇女の歌）という描写があるように魚の生遊について関心が深く、現代のわれわれよりははるかに観察が細かかった。魚が特異な条件のもとで特殊な生態を示す。そのひとつとして、力を失ったような浮遊状態になることがあり、それに意味を認めたのが「あそぶ」だったのでなかろうか。人間についても「あそぶ」と言われることは多く、意義も多様に分化しているが、人間が宗教的な状況において精神が昂揚され、同じように夢遊の状態にはいる。それが「あそぶ」の原義であり、用語

例を拡張して広く鎮魂のための所作を行なうことを意味するようになったと推察されるのである。

古代生活と鳥

古代の部曲として「鳥取部」「鳥養部」「養鷗部」「鷹甘部」などの名が記紀に散見する。鳥を取ること、飼養することが古代生活においてどの程度重要であったかを知る資料であるが、「鳥取部」「鳥養部」の設置が『垂仁紀』のほむちわけの皇子に関して伝えられているのは、それらの部曲の起原伝承がすなわちほむちわけの伝記を形づくる要素だったのである。これらの部曲は鳥による鎮魂の呪術を使命とし、その存立の価値を呪術の保持にかけていた。ほむちわけの物語はまた呪術の効力を保証する権威だったのである。

「鷹甘部」の設立は『仁徳紀』に現われているが、よさみのあびこなる人物がその祖となったことを伝えている。ところが鷹飼についてほむちわけと別種の伝えがあつて、この方はほむちわけに関する。ほむちわけが仰いで「あぎとひ」をした「たづ」を追つてこれを捕えた人物を『垂仁記』は山辺之大鷲おほたけと伝えている。『古事記』には「此者人名」という注がわざわざ付けられているけれども、やはり鷹の性能を人格化したものと見るべきであろう。

「養鷗部」は『神武紀』に見えている。これまた部曲の起原を説明する説話であるが、これらの部曲が古代社会に自己の存在を主張していることは、鳥に関する鎮魂がその社会に価値を有していた証左である。

「鳥のあそび」と称せられるべきものの内容を考えてみると、鳥類の運んできた靈魂をいかににして捉え、人間の肉体にうつすかに呪術の主眼がある。日本の国土に大型の白鳥が渡来するのは冬期のことであるが、古代において最も厳肅で重大な祭りが行なわれるのがこの時期である。宮廷の行事で見ても、神楽や鎮魂祭が冬のさなかに執行される。白鳥の運んできた靈魂はおそらくこの時期に貴人の肉体にふりこめられたものであろう。その前段階としての狩猟も、この種の鳥においては、殺すことより生きて捕獲することのほうがより重要であったかも知れない。

考えてみれば、鷹狩りや鶺鴒飼いという猟法・漁法もふしぎなものである。鶺鴒が聖鳥であったことは可見弘明氏が考察されているが（同氏著「鶺鴒飼」中央公論社）、神や貴人のために訓練されたこれらの鳥が空をかけり、水を潜って鳥や魚を運んでくる。それが神の御贄となり貴人の供御となるのも、つまりは鷹や鶺鴒が運んできた靈魂を撰取することによって新たな靈力・活力を生ずるという考えをふまえてのことである。

「鳥のあそび」については、明らかに出霊系統の鎮魂の呪術であることを見せている要素がある。ただし、それが「鳥のあそび」のすべてであるとは考えられないし、呪術の細部にいたっては全くと言っていいほどわからない。しかし、古代における鳥が自然の一部ではなく、人間生活の一部分であり、古代日本人の精神生活を形成する重要な要素であったという事実だけは見のがすことができないのである。